

統計委員会（第 3 回）提出資料

- 1 諮問第 3 号 平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について
- 2 諮問の概要
- 3 平成 20 年法人土地基本調査及び法人建物調査の概要

（別添）

法人土地基本調査

- 1 承認申請書
- 2 承認申請書別紙
- 3 法人土地基本調査集計事項一覧（案） < 資料 2 - 8 参照 >

法人建物調査

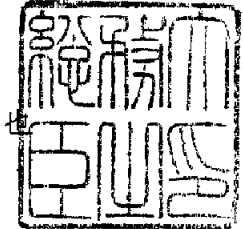
- 1 統計報告承認申請書
- 2 承認事項記載書
- 3 法人建物調査集計事項一覧（案） < 資料 3 - 6 参照 >



総政企第 439 号
平成 19 年 11 月 12 日

統計委員会委員長
竹 内 啓 殿

総 務 大 臣
増 田 寛



諮問第 3 号
平成 20 年に実施される法人土地基本調査
及び法人建物調査の計画について（諮問）

標記について、平成 19 年 10 月 24 日付け国土情第 81 号及び平成 19 年 10 月 29 日付け国総情建第 47 号により国土交通大臣から別添「法人土地基本調査に係る承認事項の改正について（申請）」及び「統計報告承認申請書」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 及び統計報告調整法施行令（昭和 27 年政令第 396 号）第 1 条の 2 の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について)

法人土地基本調査の計画について

1 調査の目的等

法人土地基本調査(指定統計第121号を作成するための調査。以下「土地調査」という。)は、土地基本法(平成元年法律第84号)第17条の規定に基づき、法人の土地の所有及び利用状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることを目的としている。

土地調査は、平成5年に統計報告の徴集として実施されて以来、5年ごとに実施され、平成10年調査から指定統計第121号を作成するための調査となり、平成20年調査は4回目となる。

2 土地調査の改正の趣旨

調査を取り巻く環境が厳しくなる中、調査協力の確保が正確な実態把握のために必要とされることから、記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査方法、調査事項等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 電子調査票の導入

調査方法の多様化を図り調査票回収率を高めるため、電子調査票を導入し、調査票のダウンロード、電子調査票での報告を可能とする。

(2) 調査票の設計の変更

電子調査票に対応し、パソコン等からの記入のしやすさを考慮して、調査票のレイアウトをA4縦票からA4横票に変更するとともに、記入漏れやプレブリントされた場合の確認漏れを防ぐため、記入・確認のチェック欄を設ける。

また、前回誤記入の多かった「土地の所有面積」や「土地面積の合計」の設問欄に、誤記入を避けるため、記入例を設ける。

(3) 調査事項の変更

放送業の本社施設・設備やスタジオ等については、記入者負担軽減のため、調査票Bの「放送施設用地」に含め、都道府県単位でまとめて回答してきたが、これらは一定程度の広さの土地を有しているため、「放送施設用地」から除き、調査票Aにおいて個々の土地ごとに回答するよう変更する。

法人建物調査の計画について

1 調査の目的等

法人建物調査(統計報告の徴集。以下「建物調査」という。)は、法人土地基本調査に附帯して、法人の建物の現況に関する事項を調査し、土地の利用状況を把握することにより、土地政策の推進に資するための基礎資料を得ることを目的としている。

建物調査は、平成10年以来、5年ごとに実施され、平成20年調査は3回目となる。

2 建物調査の改正の趣旨

法人所有の建物の現在の実態を把握するため、また、調査を取り巻く環境が厳しくなる中、調査協力の確保が必要とされることから、記入者負担の軽減を図るため、平成20年調査において調査方法、調査事項等の変更を行う。

3 改正内容

(1) 電子調査票の導入

調査方法の多様化を図り調査票回収率を高めるため、電子調査票を導入し、調査票のダウンロード、電子調査票での報告を可能とする。

(2) 調査票の設計の変更

電子調査票に対応し、パソコン等からの記入のしやすさを考慮して、調査票のレイアウトをA4縦票からA4横票に変更するとともに、記入漏れやプレブリントされた場合の確認漏れを防ぐため、記入・確認のチェック欄を設ける。

(3) 調査事項の変更

ア 延べ床面積200㎡未満の建物面積の記入欄を削除

記入者負担の軽減を図るため、面積割合が非常に低く、調査結果への影響が少ない「延べ床面積200㎡未満の建物面積」の記入欄を削除する。

イ 地下階数の記入欄を追加

防災の観点、資産額推計、地下利用・地下階対策等のため地下ストックの把握が重要となっているため、「地下階数」の記入欄を追加する。

ウ 建築時期に新耐震基準に関する設問の追加

防災対策としての耐震診断、耐震改修等の実施の促進の観点から、既存の不適合建物のストック量を的確に把握するため、新耐震基準に関する設問を追加する。

エ 不動産証券化に関する設問の追加

不動産証券化による不動産投資市場が著しく拡大しており、その状況を把握するため、不動産証券化に関する設問を追加する。

オ 貸付け面積の記入欄を追加

建物の一部を貸し付けている場合が多く、貸付けの有無のみでは賃貸ストックの把握ができないため、「貸付け面積」の記入欄を追加する。

平成 20 年法人土地基本調査及び法人建物調査の概要（案）

調査の目的

（法人土地基本調査）

法人の土地の所有及び利用状況等に関する実態を調査し、全国及び地域別に明らかにする。

法人土地基本調査は平成 5 年から 5 年ごとに実施しており、平成 20 年調査は 4 回目に当たる。

（法人建物調査）

法人の建物の現況に関する事項を調査し、土地と建物を一体として把握する。

法人建物調査は平成 10 年から 5 年ごとに実施しており、平成 20 年調査は 3 回目に当たる。

調査の概要

< 調査期日 > 平成 20 年 1 月 1 日現在で平成 20 年 9 月に調査

< 調査対象 > 約 49 万法人 / 約 190 万法人

< 抽出方法 > 資本金 1 億円以上の会社法人はしっ皆
資本金 1 億円未満の会社法人及び会社法人以外の法人は無作為抽出

< 調査方法 > 郵送又はオンラインにより調査票を配布・収集

< 調査票の種類 > （法人土地基本調査）

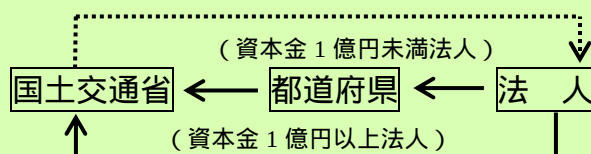
法人土地基本調査調査票 A（全法人共通の土地に関する調査票）

法人土地基本調査調査票 B（電気業、ガス業、電気通信業、放送業、鉄道業の土地に関する調査票）

（法人建物調査）

法人建物調査調査票（建物に関する調査票）

< 調査の流れ >



結果の公表

< 主な集計事項 > (法人土地基本調査)

土地の所有規模、宅地などの所有形態、宅地などの貸付、宅地などの利用現況 等

(法人建物調査)

建物の延べ床面積、建物の構造、建物の利用現況、建物の資産額等

< 集計地域 > 全国、地域、都道府県

< 公表時期 > 調査実施後 1 年以内に速報を公表

結果の利用

- 土地基本法に基づき国民への情報提供
- 土地政策の基礎資料、土地白書作成の資料
- 土地税制の検討のための基礎資料 等

平成 20 年法人土地基本調査及び法人建物調査

承認申請提出書類一覧

法人土地基本調査

- 1 承認申請書
- 2 承認申請書別紙
- 3 法人土地基本調査集計事項一覧（案）

法人建物調査

- 1 統計報告承認申請書
- 2 承認事項記載書
- 3 法人建物調査集計事項一覧（案）

法人土地基本調査

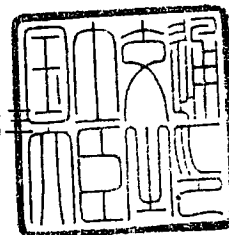


国 土 情 第 8 1 号

平成19年10月24日

総務大臣 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三



法人土地基本調査に係る承認事項の改正について（申請）

標記について、別紙のとおり承認を得たいので、統計法（昭和22年法律第18号）
第7条第2項に基づき申請します。

(別紙)

法人土地基本調査に係る統計法第7条第1項の承認申請事項

第1 目的、事項、範囲、期日及び方法

1 目的

法人土地基本調査は、法人が所有する土地の所有及び利用の状況を明らかにすることにより、全国及び地域別の土地に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 事項

(1) 調査票A(別記様式第1及び第2)により、次の事項を調査する。

ア 法人に関する事項

- (ア) 法人の名称
- (イ) 法人の本所・本社・本店の所在地
- (ウ) 組織形態
- (エ) 資本金、出資金又は基金の額
- (オ) 業種(別添1に定める業種をいう。)
- (カ) 常用雇用者数
- (キ) 支所・支社・支店の数

イ 所有する土地の有無に関する事項

- (ア) 所有する土地の有無
- (イ) 本所・本社・本店の敷地所有状況

ウ 宅地などに関する事項((2)アの事項を除く。)

- (ア) 所在地
- (イ) 土地の所有形態
- (ウ) 土地の所有面積
- (エ) 土地の取得時期
- (オ) 土地の貸付の有無
- (カ) 土地の利用現況

エ 農地・林地に関する事項

- (ア) 所在地
- (イ) 土地面積の合計

オ 他者への販売を目的として所有する土地に関する事項

- (ア) 所在地
- (イ) 土地面積の合計

(2) 調査票 B (別記様式第 3 及び第 4) により、次の事項を調査する。

ア 電気業における「送配電施設用地、変電施設用地、発電所用地」、ガス業における「ガス供給施設用地」、国内電気通信業及び国際電気通信業における「通信施設用地」、放送業における「放送施設用地(送信所、中継所のみ。本社施設・設備やスタジオ等は除く。)」鉄道業における「停車場用地、鉄軌道等用地、鉄道林用地」及び「道路用地(未使用を含む。)」に関する事項。

(ア)所在地

(イ)土地の用途

(ウ)件数

(エ)土地面積の合計

3 範囲

国及び地方公共団体以外の法人で、本邦に本所、本社又は本店を有するもののうち、資本金 1 億円以上の全ての会社と会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定する法人(以下「国土交通省調査法人」という。)と、資本金 1 億円未満の会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定する法人(以下「都道府県調査法人」という。)を調査対象とする。

調査対象法人数は、国土交通省調査法人と都道府県調査法人を併せて、約 49 万法人とする。

4 期日

調査は、平成 20 年 1 月 1 日現在によって行う。

なお、調査期間は、平成 20 年 9 月 15 日から 10 月 31 日までとする。

5 方法

(1) 調査の機関

ア 国土交通大臣は、国土交通省調査法人に係る法人土地基本調査の事務を執行する。

イ 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における都道府県調査法人に係る法人土地基本調査の実施に関し、調査票の審査その他の事務を執行する。

(2) 調査の方法

調査は、国土交通大臣が調査票を国土交通省調査法人及び都道府県調査法人ごとに送付し、国土交通省調査法人については国土交通大臣が、都道府県調査法人については都道府県知事が回収することにより行う。

なお、2 に掲げる調査事項を明確に判別できるように記録する場合には、調査票に代えて、磁気テープ、フレキシブルディスク等の電磁的記録媒体又は電子計算機を用いて出力した書面により提出することができるものとする。

また、オンラインによる電子調査票により提出することができるものとし、この場合の都道府県調査法人の回収は国土交通大臣が行う。

第2 集計事項及び集計方法

1 集計事項

集計事項は、別添2のとおりとする。

2 集計方法

集計は、国土交通省が外部に委託して行う。

第3 結果の公表の方法及び期日

調査結果は、集計後速やかに報告書の刊行又は電磁的記録媒体に記録したものを紙面等に表示し、これを閲覧に供する方法により公表する。

第4 関係書類の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票等	2年	国土交通大臣
調査票を収録した電磁的記録媒体	永年	国土交通大臣
調査対象名簿及び同名簿を収録した電磁的記録媒体	5年	国土交通大臣
結果原表又は結果原表が転写されている電磁的記録媒体	永年	国土交通大臣

第5 経費の概算

省略

(別添1)

業種コード	業種名	業種コード	業種名
1	農業	26	通信業、情報サービス業
2	林業	27	放送業、映像・音声・文字情報制作業
3	漁業	28	鉄道業
4	鉱業	29	道路旅客・貨物運送業
5	総合工事業	30	その他の運輸業
6	その他の建設業	31	卸売業
7	食料品製造業	32	小売業
8	繊維工業(衣類、その他の繊維製品を除く)	33	金融業
9	衣類・その他の繊維製品製造業	34	保険業
10	木材・木製品製造業(家具を除く)	35	不動産業
11	パルプ・紙・紙加工品製造業	36	飲食店
12	印刷・同関連業	37	宿泊業
13	化学工業	38	医療業、保健衛生
14	石油製品・石炭製品製造業	39	社会保険・社会福祉・介護事業
15	窯業・土石製品製造業	40	教育、学習支援業
16	鉄鋼業	41	複合サービス事業
17	非鉄金属製造業	42	専門サービス業
18	金属製品製造業	43	生活関連サービス業
19	一般機械器具製造業	44	娯楽業
20	電気機械器具製造業	45	廃棄物処理業
21	輸送用機械器具製造業	46	自動車整備業、機械等修理業
22	精密機械器具製造業	47	その他の事業サービス業
23	その他の製造業	48	宗教
24	電気業	49	その他のサービス業
25	ガス・熱供給・水道業		

法人建物調査

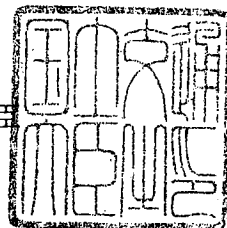


統計報告承認申請書

国総情建第47号
平成19年10月29日

総務大臣殿

申請者 国土交通大臣



報告調整官 国土交通省総合政策局情報管理部長



統計報告調整法第4条第1項の規定により、次の統計報告の徴集について承認を求めたいので、別紙承認事項記載書、報告様式その他参考資料を添付の上申請します。

統計報告の名称及び報告様式の名称	希望する承認期限
(統計報告の名称) 法人建物調査 (報告様式の名称) 法人建物調査調査票 法人建物調査調査票追加分	平成21年3月31日まで

承認を希望する期日： 平成20年2月29日

主管部 課：国土交通省 土地・水資源局 土地情報課

主管課 長：土地情報課長 麦島 健志 電(5253)8111 内30201

事務担当者：土地基本調査係 金島 慎太郎 電(5253)8111 内30242

承認事項記載書

(報告様式ごとに作成すること)

統計報告の名称	法人建物調査
報告様式の名称	法人建物調査調査票

1	統計報告徴集の目的 : 法人土地基本調査に附帯して実施し、土地と建物を一体的として把握することにより、土地政策の推進に資するための基礎資料を得る。
2	報告事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別 : 別添報告様式による。
3	報告者の範囲 : 1) 地域的範囲 : 全国 2) 属性的範囲 : 本邦に本所・本社・本店を有する法人のうち、国及び地方公共団体を除くもの
4	報告者の数 : 約490,000法人
5	報告者選定の方法 : 1) 選定の方法 : ☐ しつ皆 ☒ 無作為抽出 ☐ 有意抽出 2) 選定に使用する名簿等 : 事業所・企業データベース、企業の土地取得状況等に関する調査名簿など 3) 各段の抽出単位の種類及び抽出 : 資本金1億円以上の全ての会社法人と会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定する法人(以下「国土交通省調査法人」という。)と、資本金1億円未満の会社法人及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定する法人(以下「都道府県調査法人」という。)を調査対象とする。 4) 報告者の抽出率及び母集団 : 約26.3% (母集団の数 約186万法人)
6	報告期日又は期間 1) 統計報告徴集の周期 : ☐ 1回限り ☐ 月 ☐ 四半期 ☐ 半年 ☐ 年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☒ 5年 ☐ その他() 2) 報告様式の提出期日又は調査員の面接期間 : 平成20年10月31日まで
7	報告様式の配布 : ☒ する。 ☐ しない。()
8	報告様式の配布の方法 : ☒ 郵送 ☐ 調査員() ☒ オンライン ☐ ファクシミリ装置 ☐ その他()
9	報告様式の取集の方法 : ☒ 郵送 ☐ 調査員() ☒ オンライン ☐ ファクシミリ装置 ☐ その他()
10	報告様式の記入 : ☒ 報告者が行う。 ☐ 調査員が行う。
11	調査の流れ : 資本金1億円以上の会社法人及び会社以外の法人 国土交通省土地・水資源局 - 報告者 資本金1億円未満の会社法人及び会社以外の法人 国土交通省土地・水資源局 - 都道府県 - 報告者
12	集計方法と集計事項 : 1) 電子計算機の使用 : ☒ 使用する。 ☐ 使用しない。 2) 集計機関 : 民間委託による 3) 集計事項 : 別添表章計画による。

参考事項	1 根拠法規 : なし
	2 公表の期日と方法 : 調査の結果は、1年以内に速報、2年以内に報告書として公表予定。
	3 経費の概算 : 法人土地基本調査内に包括
	4 前回の承認番号と承認期限 : No. 23339 平成16年3月31日まで
	5 前回の回収率 : 79.6%

承認事項記載書
(報告様式ごとに作成すること)

統計報告の名称	法人建物調査
報告様式の名称	法人建物調査調査票追加分

1

統計報告徴集の目的：法人土地基本調査に附帯して実施し、土地と建物を一体的として把握することにより、土地政策の推進に資するための基礎資料を得る。

2

報告事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別：別添報告様式による。

3

報告者の範囲：1) 地域的範囲：全国
2) 属性的範囲：本邦に本所・本社・本店を有する法人のうち、国及び地方公共団体を除くもの

4

報告者の数：約490,000法人

5

報告者選定の方法：1) 選定の方法：☐しつ皆 ☒無作為抽出 ☐有意抽出
2) 選定に使用する名簿等：事業所・企業データベース、企業の土地取得状況等に関する調査名簿など
3) 各段の抽出単位の種類及び抽出：資本金1億円以上の全ての会社法人と会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定する法人(以下「国土交通省調査法人」という。)と、資本金1億円未満の会社法人及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が定める方法により選定する法人(以下「都道府県調査法人」という。)を調査対象とする。
4) 報告者の抽出率及び母集団：約26.3% (母集団の数 約186万法人)

6

報告期日又は期間
1) 統計報告徴集の周期：☐1回限り ☐月 ☐四半期 ☐半年 ☐年 ☐2年
☐3年 ☒5年 ☐その他()
2) 報告様式の提出期日又は調査員の面接期間：平成20年10月31日まで

7

報告様式の配布：☒する。 ☐しない。()

8

報告様式の配布の方法：☒郵送 ☐調査員() ☒オンライン ☐ファクシミリ装置 ☐その他()

9

報告様式の取集の方法：☒郵送 ☐調査員() ☒オンライン ☐ファクシミリ装置 ☐その他()

10

報告様式の記入：☒報告者が行う。 ☐調査員が行う。

11

調査の流れ：資本金1億円以上の会社法人及び会社以外の法人
国土交通省土地・水資源局 - 報告者
資本金1億円未満の会社法人及び会社以外の法人
国土交通省土地・水資源局 - 都道府県 - 報告者

12

集計方法と集計事項：1)電子計算機の使用：☒使用する。 ☐使用しない。
2)集計機関：民間委託による
3)集計事項：別添表章計画による。

参考事項

1 根拠法規：なし
2 公表の期日と方法：調査の結果は、1年以内に速報、2年以内に報告書として公表予定。
3 経費の概算：法人土地基本調査内に包括
4 前回の承認番号と承認期限：No.23340 平成16年3月31日まで
5 前回の回収率：79.6%